

令和3年2月議会

議案説明資料

議案第 1 号

令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第7号） . . . 1頁

議案第 26 号

こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償額の決定について . . . 11頁

こども未来局

議案第 1 号 令和2年度福岡市一般会計補正予算案(第7号)[子ども未来局所管分]

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	3款 子ども育成費 1項 子ども育成費					
	2目					
24 ↳ 27	子ども育成支援費	121,282,141	3,273,091	124,555,232	2,750,477	80,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
△ 103,576	2,726,901	546,190	<p>1. 教育・保育経費の追加 1,542,918 千円</p> <p>ア 施設運営費等 1,113,524 千円 ・教育・保育給付費 公定価格の改定等による給付費等の増</p> <p>イ 維持補修等 △ 25,199 千円 ・公立保育所整備 公立保育所の設備更新工事の実施計画の見直しによる減</p> <p>ウ その他の経費</p> <p>・保育士の人材確保事業 37,151 千円 潜在保育士等への就職準備金等貸付に係る助成費の増</p> <p>・感染症予防対策支援事業 417,442 千円 保育所等へのマスクや消毒液購入等の新型コロナウイルス感染症対策に係る助成費等の増</p> <p>（ 関連歳入 ）</p> <p>(19)国庫支出金 1,033,992 千円 こども育成支援費負担金 919,857 こども育成支援費補助金 114,135</p> <p>(20)県支出金 235,498 千円 こども育成支援費負担金 15,405 こども育成支援費補助金 220,093</p> <p>(21)財産収入 △ 103,576 千円 土地建物売払収入</p> <p>(26)市債 △ 21,000 千円 児童福祉施設整備債</p> <p>2. 障がい児支援の追加 687,456 千円</p> <p>ア 施設福祉対策費</p> <p>・障がい児施設給付費等 672,791 千円 放課後等デイサービス利用者の見込み増等による給付費の増</p> <p>・施設改善 14,665 千円 新型コロナウイルス感染症対策による、手洗い水栓の非接触化工事に係る費用の増</p>

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
24 ↳ 27	2目 こども育成支援費 (前頁の続き)					

の 財 源 内 訳		一 般 財 源	説 明
財 源			
そ の 他	計		
			<p> 関連歳入 (19)国庫支出金 339,060 千円 こども育成支援費負担金 336,395 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,665 (20)県支出金 166,210 千円 こども育成支援費負担金 (26)市債 12,000 千円 児童福祉施設整備債 </p>
			<p> 3. ひとり親福祉費 - 千円 ・ひとり親家庭支援センター運営経費 </p> <p> 関連歳入 (26)市債 2,000 千円 児童福祉施設整備債 </p>
			<p> 4. 地域育成活動促進費 - 千円 ・子どもプラザ施設整備 </p> <p> 関連歳入 (26)市債 1,000 千円 児童福祉施設整備債 </p>
			<p> 5. 留守家庭子ども会育成費の追加 67,717 千円 ・留守家庭子ども会施設整備 新型コロナウイルス感染症対策による、手洗い水栓の非接触化工事に係る費用の増 </p> <p> 関連歳入 (19)国庫支出金 717 千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (26)市債 86,000 千円 児童福祉施設整備債 </p>
			<p> 6. その他の事業の追加 975,000 千円 ・学生支援特別給付金 市内に居住し、本人や保護者が住民税非課税等である大学・短大・専門学校等の学生に対して5万円を給付 </p> <p> 関連歳入 (19)国庫支出金 975,000 千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 </p>

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
26 ↳ 27	4目 母子保健費	3,180,457	785,135	3,965,592	392,565	-
	その他の科目 (本補正外)	4,407,768	-	4,407,768	-	-
	計	128,870,366	4,058,226	132,928,592	3,143,042	80,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
△ 11,586	380,979	404,156	<p>1. 母子保健費の追加 785,135 千円</p> <p>ア 健康診査事業費 62,455 千円 ・ 妊婦健康診査事業 妊婦へのPCR検査に係る助成費の増</p> <p>イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 83,946 千円 給付見込み増による助成費の増</p> <p>ウ 母子保健事業費 638,734 千円 ・ 特定不妊治療費助成事業 所得制限の撤廃や、対象者、助成額等の拡充による給付費等の増</p> <p>関連歳入</p> <p>(19)国庫支出金 73,200 千円 母子保健費負担金 41,973 母子保健費補助金 31,227</p> <p>(20)県支出金 319,365 千円 母子保健費補助金</p> <p>(21)財産収入 △ 11,586 千円 こども未来基金利子収入</p>
-	-	-	
△ 115,162	3,107,880	950,346	

2. 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	番号	款	項	目	事業名
188 5 191	1	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	公立保育所整備
	2	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	保育所等整備費業 助成
	3	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	感染症予防対策業 支援
	4	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	施設改善
	5	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	南部療育環境整備事業
	6	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	ひとり親家庭支援 センター
	7	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	留守家庭子ども会 施設整備
	8	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	学生支援特別給付金
	9	3款 こども育成費	1項 こども育成費	4目 母子保健費	妊婦健康診査事業
	10	3款 こども育成費	1項 こども育成費	4目 母子保健費	特定不妊治療費業 助成

関係予算額	繰越額	繰越事由
千円 14,431	千円 11,284	工期の都合により、年度内に完了しないため
3,179,737	171,537	工期の都合により、年度内に完了しないため
798,451	240,730	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
20,961	14,665	工期の都合により、年度内に完了しないため
11,868	11,583	工期の都合により、年度内に完了しないため
25,444	24,644	工期の都合により、年度内に完了しないため
659,708	67,717	工期の都合により、年度内に完了しないため
975,000	975,000	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
1,540,954	62,455	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
980,761	603,121	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため

学生に対する特別給付について

1 概要

1月14日に緊急事態宣言が再発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、本人や保護者が経済的に非常に厳しい状況にある学生を支援するため、福岡市独自の特別給付金を支給。

2 支給対象者

次の（１）及び（２）の両方を満たす学生。

（１） 令和3年1月14日時点で、福岡市内に居住し、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校（4・5学年・専攻科に限る。）、専門学校及び日本語教育機関（法務省告示で定める機関）で学ぶ学生（留学生を含む。）であること。

（２） 本人及び保護者（父母等）が令和2年度住民税非課税、又はこれに準ずる方。

※「これに準ずる」とは、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変して、令和2年以降の収入が住民税非課税相当になった場合など。

3 支給額

1人当たり5万円

4 支給方法

学生本人が、スマートフォン等（又は郵送）で申請。

市が、申請に添付された市内に居住していることが分かる証明や在学証明書、令和2年度住民税が非課税であることが分かる証明書（所得証明）などを確認のうえ、学生の口座に支給。

5 スケジュール（予定）

令和3年3月初旬 申請受付開始

3月中旬 順次支給

3月末 受付締切

特定不妊治療費助成事業について

1 概要

子どもを望む方々の経済的負担の軽減を図るため、国における特定不妊治療費助成制度の拡充に合わせて、対象者要件や助成金額等について拡充するもの。

なお今回、国の補正予算に合わせて、令和3年1月から3月までの拡充分及び令和3年度分（計15か月分）について計上し、3年度分については繰越を行う。

2 拡充内容

(1) 対象者要件の拡充（所得制限の撤廃など）

(2) 助成回数の見直し

(3) 助成金額の増額

	現行	拡充後
所得制限	夫婦の合計所得 730 万円未満	撤廃
対象者	法律婚の夫婦	法律婚及び事実婚の夫婦
助成回数	初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が ・ 40 歳未満の場合は 6 回まで ・ 40 歳以上 43 歳未満の場合は 3 回まで 通算で 6 回又は 3 回まで	子ども 1 人あたり 6 回又は 3 回まで ※ 助成制度を利用して出産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセット
助成金額	1 回の治療につき 15 万円（初回のみ 30 万円）まで ※ 以前凍結した胚を解凍して胚移植を行った場合等は、1 回の治療につき 7 万 5 千円まで	1 回の治療につき 30 万円まで ※ 以前凍結した胚を解凍して胚移植を行った場合等は、1 回の治療につき 10 万円まで

3 拡充対象となる治療について

令和3年1月1日以降に終了した治療

4 スケジュール（予定）

令和3年2月議会議決後、速やかに実施予定

5 一般不妊治療費助成事業及び不育症検査費・治療費助成事業について

市独自に実施している一般不妊治療費助成事業及び不育症検査費・治療費助成事業についても、特定不妊治療費助成事業の拡充に合わせて、対象者要件の拡充を行うもの。

（なお、令和2年度については、既決予算で対応。）

議案第26号

こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償額の決定について

1 議案提出の理由

本件は、こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	少年A
損害賠償額	2,500,000円

3 事案の概要

こども未来局こども総合相談センターこども支援課所属の職員が、相手方少年Aに対し、児童相談所長による一時保護を行っていた平成30年11月29日から平成31年3月13日までの間に、同センター内において数回いん行をし、精神的苦痛を被らせ、損害を与えたもの。